

第1章 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向

1 国際動向

1997年に京都で開催された、第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)において採択された「京都議定書」では、先進各国は1990年を基準年として第一約束期間(2008年から2012年の5年間)で温室効果ガスの総排出量を削減する目標が定められている。京都議定書は、2005年2月に発効したが、主要な温室効果ガス排出国である米国やオーストラリアは批准しなかった。2008年から2012年の京都議定書第一約束期間以降の枠組「ポスト京都議定書」についての議論は、2005年ごろから本格化している。重要な論点は、京都議定書第一約束期間において排出削減目標が課せられていない発展途上国や議定書未批准の米国が合意する枠組をどのように構築するかである。

また、2009年7月にイタリアのラクイラで行われたG8サミットでは、前年の北海道洞爺湖において合意した、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに少なくとも50%削減するとの目標を再確認し、先進国全体で、1990年又はより最近の複数の年と比して50年までに80%、又はそれ以上、削減するとの目標を支持するとしている。

2 国内動向

京都議定書において、我が国については6%削減する目標が定められている。温室効果ガスの総排出量は、2006年度で二酸化炭素換算13億4,100万トンであり、京都議定書の基準年(原則1990年)の総排出量である二酸化炭素換算12億6,100万トンと比べると、6.4%の増加である。代表的な温室効果ガスである二酸化炭素についてみると、2006年度における我が国の排出量は、12億7,500万トンであり、1人当たり排出量は、9.98トンである。これは、1人当たり排出量で前年度と比べて1.3%減少したものの、1990年度の排出量と比べると7.8%の増加となっている。

このような状況の中で、1994年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「地球温暖化対策推進法」という。)を2008年6月に改正し、また、京都議定書で約束した温室効果ガス排出量の1990年比6%削減の確実な達成に向け、国内での地球温暖化対策の推進に関する基本的な方向を示すものとして「京都議定書目標達成計画」(以下「目標達成計画」という。)を2005年に閣議決定している。

目標達成計画では、具体的に裏づけのある対策を行うため、削減量の目標を温室効果ガス別、部門別に定めた上で、約60の排出削減施策を規定している。また、国内森林吸収源や、京都メカニズムの活用を通じたクレジットの獲得なども組み入れた計画となっている。

京都議定書第一約束期間への突入を前に、排出量が増加している業務部門・家庭部門への対策の強化が指摘されたことを受け、目標達成計画は2008年3月に全部改定された。

現行対策のみでは削減量に不足が見込まれたため、既存対策の導入目標引き上げや追加対策の実施により、温室効果ガス排出量を基準年比0.8~1.8%削減(2005年比7.9~8.8%削減)し、森林吸収分・京都メカニズム活用分を含めて6%削減を達成することが計画されている。

また、2008年には、2050年に現状比60~80%の温室効果ガス削減を目指すビジョンが発表され、2009年6月には、京都議定書の第一約束期間が終了する2013年以降の地球温暖化対策の中期目標として、2020年に2005年比15%減(1990年比8%減)が発表されている。

第2章 これまでの計画の経緯

1 「地球環境の保全のための行動計画」に基づく取組

1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて、約180カ国が参加する「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催され、地球温暖化問題に対応するための様々な宣言や声明が採択された。特に「環境と開発に関するリオ宣言」では、「持続可能な開発」の理念が提唱され、この理念を実現するための具体的な行動計画として「アジェンダ21」が採択された。この中では、現在提起されている諸問題や解決策の多くが、地域的な解決に根ざしているものであることから、すべての地方公共団体が地域における行動計画（ローカルアジェンダ21）を策定し、実行していくことが重要であると述べられている。

また、1997年12月には、京都において地球温暖化防止のための国際会議（COP3:気候変動枠組条約締約国会議）が開催され、「京都議定書」が採択された。この中で、先進各国の温室効果ガスの総排出量を1990年レベルから第一約束期間（2008年～2012年）平均で削減する目標が定められ、我が国については6%削減の目標が定められた。

このような状況を踏まえ、川崎市では1998年10月に、地球温暖化対策をはじめとする地球環境の保全のため、「川崎市の地球温暖化防止への挑戦～地球環境保全のための行動計画～」（以下「行動計画」という。）を、市民、事業者、学校、行政の協働により策定した。「行動計画」では、「ライフスタイル」、「交通」、「みどり」、「廃棄物」、「エネルギー」の5つのテーマを設定し、各テーマの目標を定めて、市民、事業者、学校、行政のそれぞれのグループの行動と協力により推進することとし、以降、「行動計画」に基づき、地球温暖化防止への取組を進めてきた。

2 「地球温暖化対策地域推進計画」に基づく取組

「行動計画」策定後、国では、2002年に新しい「地球温暖化防止対策推進大綱」を決定し、京都議定書を批准した。また川崎市においても、2002年10月に「川崎市環境基本計画」を改訂し、「地球温暖化防止対策の推進」を優先的に解決すべき緊急性の高い分野として、重点分野の1つに掲げた。

これらを受け、川崎市における地球温暖化対策の更なる推進のため、「行動計画」を改訂し、具体的な数値目標や、各主体別の取組内容を明らかにした「川崎市地球温暖化対策地域推進計画～川崎市の地球温暖化防止への挑戦～」（以下「地域推進計画」という。）を2004年3月に策定した。

「地域推進計画」では、目標の達成期間を、環境基本計画の目標達成年度である2010年とし、温室効果ガスの総排出量を、基準年（1990年）に比べ6%削減するという全市の数値目標を掲げている。

同計画に基づき、かわさき地球温暖化対策推進協議会（地球温暖化対策推進法に基づく地域推進協議会）が中心となり、協議会による市民、事業者、学校、行政等の意識啓発、行動様式の変更等、主として地域での実践活動に取り組んでいる。

「地域推進計画」の進行管理については、環境基本計画年次報告書による進行管理を活用することにより、「地域推進計画」の進行管理を行っている。

3 「川崎市新エネルギービジョン」「川崎市役所環境管理システム」に基づく取組

新エネルギーの導入を中心としたエネルギーの利用に関しては、市民・事業者・行政の行動指針であるとともに、施策の展開の方向性を示すものとして、「川崎市新エネルギービジョン」(以下「ビジョン」という。)を1997年に策定した。その後、「川崎市新総合計画」、「川崎市環境基本計画」および「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」と連携した新エネルギー分野の計画として、2005年に改定を行った。

この「ビジョン」に基づき、「川崎市新エネルギー推進協議会」が中心となり、次の6つの重点プロジェクトを設定して具体的な取組を行っている。

- 新エネルギー普及啓発プロジェクト
- 新エネルギー製品・サービス創出プロジェクト
- バイオ燃料普及プロジェクト
- 未利用排熱有効活用プロジェクト
- 新エネルギー推進人材育成プロジェクト
- 新エネルギー推進協議会プロジェクト

また、1998年度に「川崎市役所環境管理システム(エコオフィス計画)」(以下「エコオフィス計画」という。)を策定して、市役所の省エネ・紙類使用量の削減等の環境負荷低減に向けた取組を進めてきた。その後、「地球温暖化対策推進法」の施行・改正により、「エコオフィス計画」は同法が定める地方公共団体の実行計画として位置付けられるものとなり、また「京都議定書」の発効等の情勢変化に合わせて計画の見直しを行い、2006年10月に第3次エコオフィス計画を策定し、取組の一層の強化を図っている。

4 CCかわさきに基づく取組、地球温暖化対策条例の制定

2008年2月には、「環境」と「経済」の調和と好循環を推進して、持続可能な社会を地球規模で実現するために、地球温暖化対策への取組の基本方針である「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略」(以下「CCかわさき」という。)を発表した。

「CCかわさき」を推進するための組織として、「川崎温暖化対策推進会議(カーボン・チャレンジ川崎エコ会議)」(全市の多様な主体(市民、事業者等)による地球温暖化対策の推進ネットワーク)を創設するとともに、庁内に「川崎市温暖化対策庁内推進本部」(本部長:市長、本部員:各局・区長)を設置して、全市をあげて取り組んでいる。

「CCかわさき」の重要な3つの柱は次のとおりであり、これらの柱に沿った具体的な取組を行っている。

- 川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進
- 環境技術による国際貢献の推進
- 多様な主体の協働によるCO₂削減の取組の推進

また、これまで市が取り組んできた対策の成果や問題点を十分に点検しつつ、それを一層強化するため、地域特性や市の地球温暖化対策の取組状況を踏まえて、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門などを含めた各主体による「地球温暖化対策のルール」としての「川崎市地球温暖化対策条例」を2009年 月に制定した。

第3章 計画策定の主旨及び位置づけ

1 計画策定の主旨

京都議定書の第一約束期間が2008年から開始され、国際的にはポスト京都議定書に向けた議論等が活発化している。こうした中で、国においては各種法改正を進め、京都議定書の目標達成に向けた取組を強化しつつあるほか、各地方公共団体においても様々な取組が進められており、温暖化対策をめぐる環境は大きく変化している。

特に、2008年6月に、我が国の地球温暖化対策の法的枠組みを整備した「地球温暖化対策推進法」(1999年4月施行)が改正され、この中で地方公共団体の役割はより強化された。都道府県、政令指定都市(政令市)・中核市・特例市においては、「地方公共団体実行計画」として、従来定められていた地方公共団体の事務・事業における温暖化対策の計画に加え、地域における自然エネルギー導入の促進、事業者や住民による省エネ等の推進といった事項について定めることが必要となった。また、これまで都道府県にのみ設置するとされていた地球温暖化防止活動推進センターが、政令市・中核市・特例市に設置できるようになった。

一方、川崎市は2004年に地球温暖化対策地域推進計画を策定するとともに、2006年には川崎市役所環境管理システムを改定するなど、各種施策を推進してきた。また、2008年2月には対策をさらに積極的に推進するため、「CCかわさき」を策定するなど、地球温暖化に対する取組を着実に進めてきた。ただ、人口増加や床面積増加等に伴い、家庭部門・業務部門における二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、また、運輸部門についても増加傾向にある(特に自家用車からの二酸化炭素排出量は、1990年比で約1.5倍に増加)。また産業部門の温室効果ガスについては1990年比で若干減少しているが、その排出量の割合は市域全体の約8割を占める状況にある。

以上の状況を背景として、国内外の環境変化に対応するとともに、各種行政計画等(「川崎市新エネルギービジョン」、「川崎市役所環境管理システム(第3次)」、「CCかわさき」等)の内容を包含し、地球温暖化対策を統合的に推進する新しい計画が必要となってきた。

このため、2009年 月に制定した「川崎市地球温暖化対策条例」に基づき、川崎市の地球温暖化対策を計画的に推進するため、「川崎市地球温暖化対策に関する計画」(以下「計画」という。)を策定する。

2 計画の位置づけ

「計画」は、地球温暖化対策推進法の第20条第2項及び第20条の3に規定されている「地方公共団体の施策」及び「地方公共団体実行計画等」に基づくものである。

また、「(仮称)川崎市地球温暖化対策条例」に規定される地球温暖化対策推進基本計画及び実施計画として定めるものであり、市の施策を中心とした行政計画として位置づける。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（国及び地方公共団体の施策）

第20条

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 （略）

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

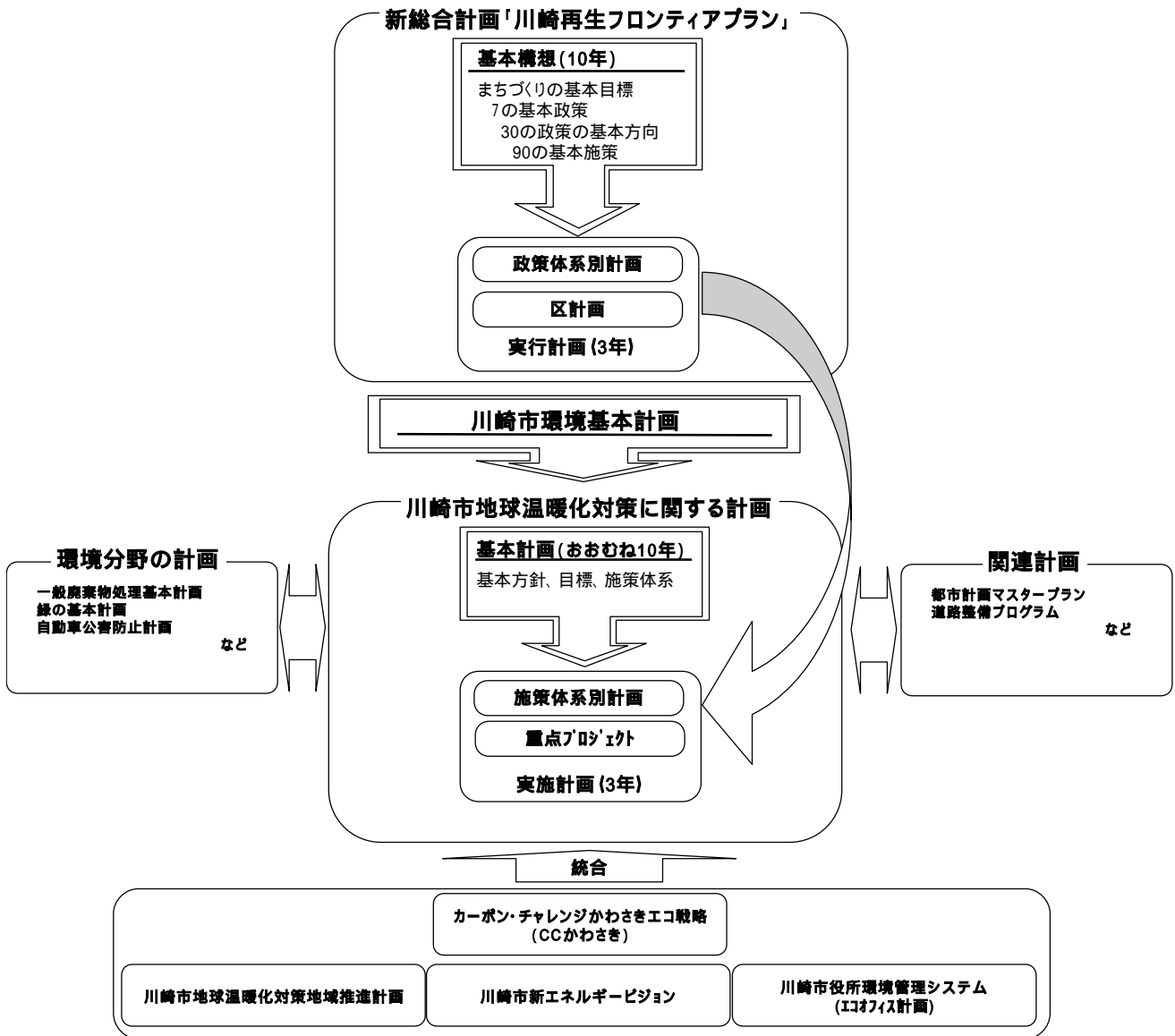
二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

「計画」は、実効性確保等のため、「新総合計画（川崎再生フロンティアプラン）」や、その他の関連計画等と連携するものとして位置づける。

なお、新エネルギービジョンの中で「新エネルギー」を用語として使用してきたが、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」で『再生可能エネルギー源』が定義されたことから、今後は「再生可能エネルギー源」を用いる。



第4章 計画の基本的事項

1 対象

「計画」は、市域の地球温暖化対策及び市の事務事業に係る地球温暖化対策を対象とする。具体的には、市域における産業、民生（家庭・業務）、運輸、廃棄物などのすべての分野について、温室効果ガスの排出抑制とともに、再生可能エネルギー導入の促進、事業者や住民による省エネの推進、ヒートアイランド対策、緑地保全対策なども含めるほか、地球温暖化に関連する市の事務事業に係るものを対象とする。

対象とする主体については、地球温暖化防止のためにはあらゆる主体による取組が必要となることから、すべての市民、事業者、学校、行政等とする。

対象とする温室効果ガスについては、これまでの本市の取組等を考慮し、次の6物質とする。

- ・ 二酸化炭素（ CO_2 ）
- ・ メタン（ CH_4 ）
- ・ 一酸化二窒素（ N_2O ）
- ・ ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）
- ・ パーフルオロカーボン（ PFC ）
- ・ 六ふっ化硫黄（ SF_6 ）

2 期間

期間については、基本計画は2020年までのおおむね10年間、実施計画は3年ごととする。

3 基本方針

（1） 長期的な視点に立ち、着実に取り組む

国内外の動向を踏まえ、長期的な視点に立ち、低炭素型社会の実現へ向けて、着実に削減の努力を積み重ねていくための計画とする。

（2） 川崎市の特徴を踏まえる

市域の南部には我が国の経済成長を支えてきた事業所が多く立地する臨海部、中・北部にかけては人口急増が進む住宅地区、さらに商業や業務系ビルの立地する地区など、多様な地域特性を有している。

また、地球温暖化対策に係る市民活動が活発に行われるとともに、公害問題を契機として、培われてきた国内外の範となるような高度な環境技術、人材、ノウハウなどが蓄積されている。

こうした川崎市の特徴を踏まえた計画とする。

(3) 環境技術による国際貢献に取り組む

海外への技術移転や海外からの訪問者の受け入れの実態を踏まえながら、環境技術等を活かした地球的規模での国際貢献への取組を盛り込んだ計画とする。

(4) 様々な主体がそれぞれの役割に応じて削減する

温室効果ガスについては、市、事業者、市民のそれぞれから排出されるものであるため、それぞれの役割と責任に応じて、温室効果ガスの排出量の削減を進める計画とする。

(5) 関連施策と連携し、総合的な施策体系に基づき取り組む

温室効果ガスの排出の抑制等に関連する施策と連携しながら、定期的な見直しを行い、総合的な地球温暖化対策に係る施策体系に基づく計画とする。

4 構成

構成は、基本計画と実施計画の2階層とする。

基本計画は、2020年までのおおむね10年間を計画期間とするもので、基本方針、目標、施策体系などを定め、「計画」の方向性を示すものである。一方、実施計画は、基本的には3年ごとに見直す（重点プロジェクトについては状況変化にあわせて見直す）もので、具体的な事業を総合的に位置付けるものである。実施計画の内容は、「新総合計画（川崎再生フロンティアプラン）実行計画」と整合させ、新総合計画実行計画の改定と併せて改定する。

基本計画

- 2020年までの計画とし、基本方針、目標、施策体系などを定める
 - ・基本方針、施策体系等は、CCかわさを踏まえる
 - ・目標については、国の動向とともに、本市の地域特性を踏まえる

実施計画

施策体系別計画

- 総合計画実行計画にあわせ3年でローリング
 - ・施策体系とともに、具体的な事業等を位置づけ
 - ・事業内容については、CCかわさを踏まえながら、今後検討

重点プロジェクト

- 総合計画実行計画を基本としながら、重点的な取組等を規定、進行管理も行う
 - ・状況変化にあわせて、変更

第5章 温室効果ガスの排出量の現況

川崎市の温室効果ガス排出量は、2006年度が24,881千トン-CO₂、2007年度が26,274千トン-CO₂であった。基準年度（ ）と比較した場合、2006年度で14.9%の減少、2007年度で10.1%の減少となっている。

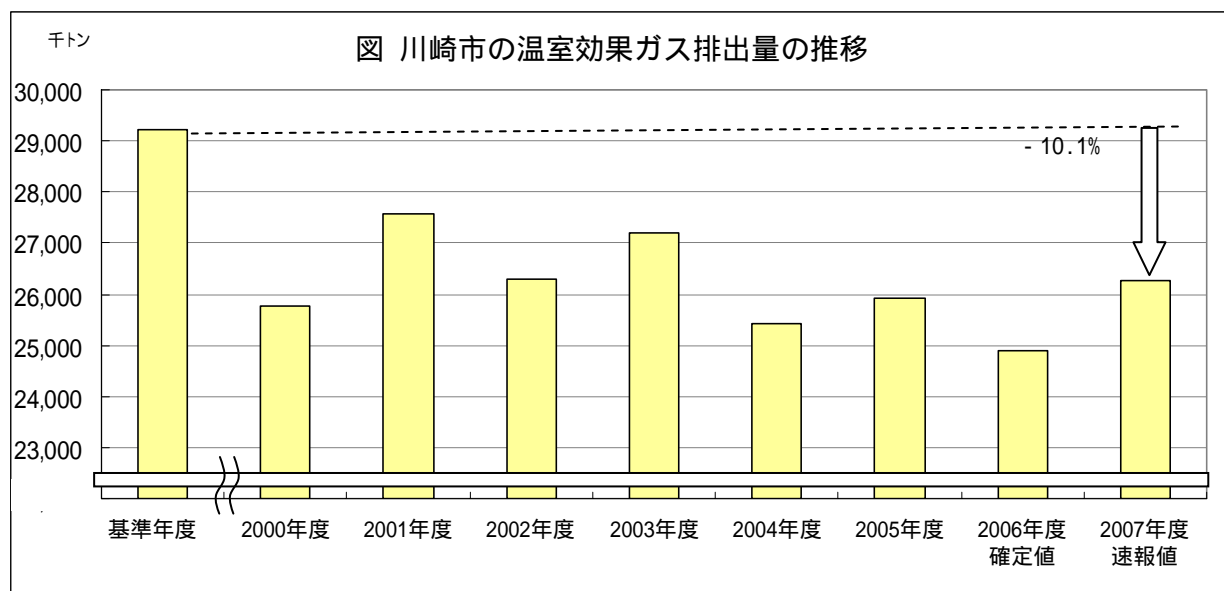
物質別に見ると、二酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄の減少が見られる一方、メタン、一酸化二窒素、パーフルオロカーボン類は増加している。

表 川崎市における温室効果ガス排出量

単位:千トンCO₂

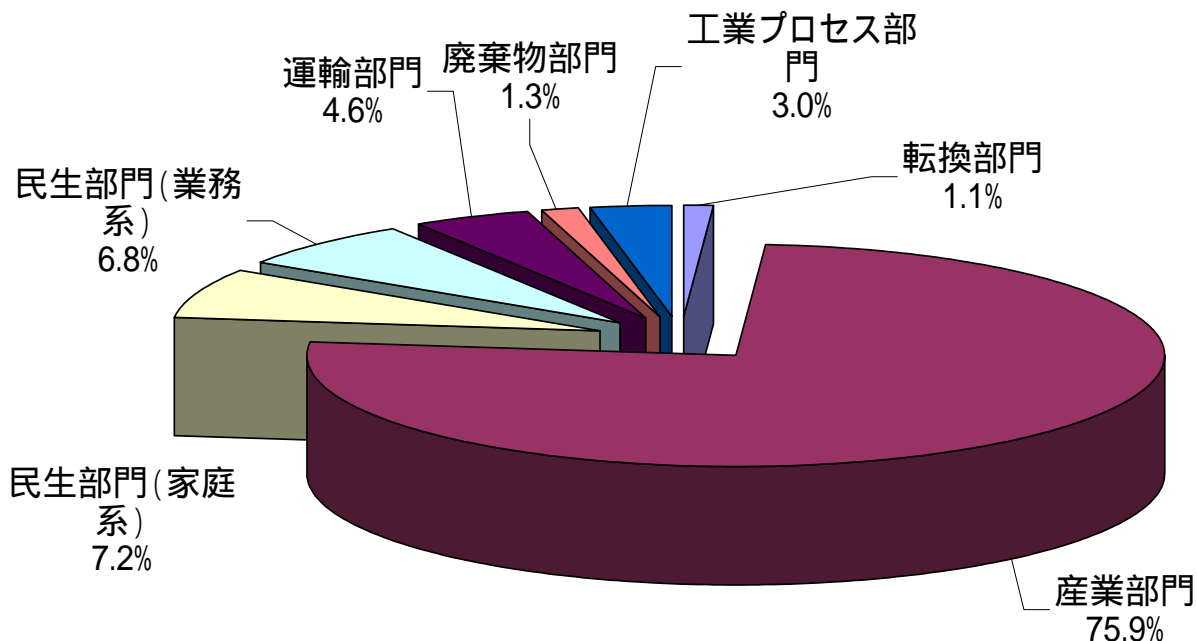
	基準年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度 確定値	2007年度 速報値
二酸化炭素	26,706.5	24,400.2	26,322.0	25,161.8	26,151.0	24,426.5	25,201.5	24,167.7	25,662.5
対基準年比		-8.6%	-1.4%	-5.8%	-2.1%	-8.5%	-5.6%	-9.5% (-4.1%)	-3.9% (-1.8%)
メタン	12.9	13.3	14.7	14.8	15.4	15.9	16.5	15.4	19.7
対基準年比		3.0%	14.0%	15.2%	19.9%	23.7%	28.5%	19.7% (6.8%)	52.8% (18.9%)
一酸化二窒素	77.7	92.7	91.9	93.2	93.3	92.1	92.3	98.6	98.6
対基準年比		19.2%	18.2%	19.9%	20.1%	18.4%	18.8%	26.9% (6.8%)	26.8% (6.7%)
ハイドロフルオロカ - ボン類	255.4	84.4	106.0	91.6	201.8	205.1	181.4	128.6	79.6
対基準年比		-66.9%	-58.5%	-64.1%	-21.0%	-19.7%	-29.0%	-46.9% (-29.1%)	-68.9% (-56.2%)
パ - フルオロカ - ボン類	166.7	519.0	469.0	495.0	427.0	450.0	361.0	414.0	370.1
対基準年比		211.4%	181.4%	197.0%	156.2%	170.0%	116.6%	148.4% (14.7%)	122.1% (2.5%)
六ふっ化硫黄	2,004.0	645.3	573.6	430.2	298.8	239.0	71.7	57.0	44.0
対基準年比		-67.8%	-71.4%	-78.5%	-85.1%	-88.1%	-96.4%	-97.2% (-20.5%)	-97.8% (-38.6%)
総排出量	29,223.2	25,754.9	27,577.2	26,286.7	27,187.3	25,428.6	25,924.5	24,881.4	26,274.4
対基準年比		-11.9%	-5.6%	-10.0%	-7.0%	-13.0%	-11.3%	-14.9% (-4.0%)	-10.1% (1.3%)

基準年度は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素は1990年度、それ以外の3ガスは1995年度
対基準年比の括弧内の数値は2005年度比の数値



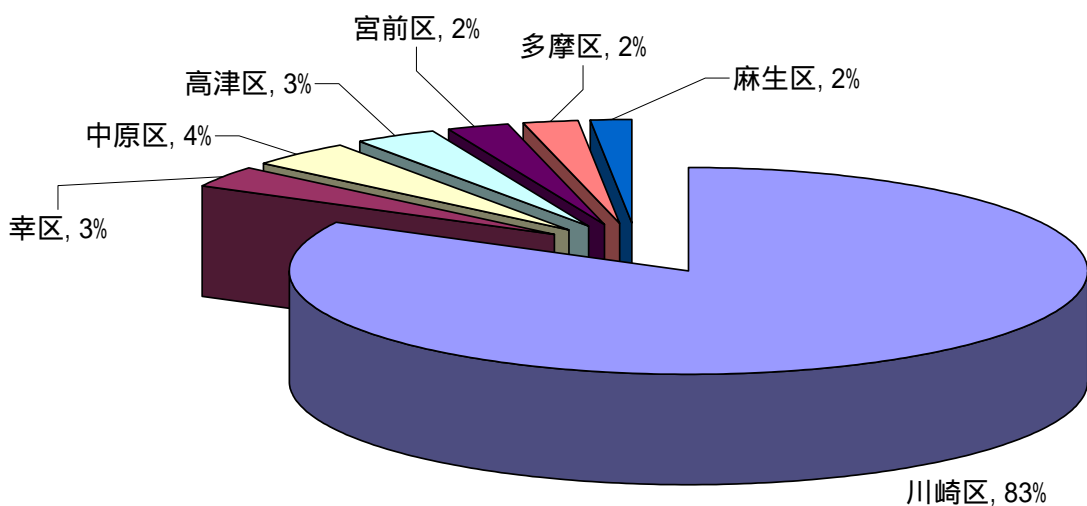
温室効果ガス全体に占めるシェアが最大である二酸化炭素の排出量を部門別に見ると、産業部門が全体の4/3を占めている。これは、エネルギー多消費産業である鉄鋼業、化学工業、窯業土石業、石油製品製造業などが市内に集積していることが影響している。

市内の二酸化炭素排出量の部門別構成比（2007年度）



市内の温室効果ガス排出量を区別に推計したところ、臨海部にエネルギー多消費産業が集積している川崎区が全体の8割を超えるシェアを占めている。

2007年度の区別温室効果ガス排出量



第6章 温室効果ガス排出量の予測と目標

資料2 参照

第7章 重点プロジェクトと施策体系の方向性

1 重点プロジェクトの方向性

「新総合計画川崎再生フロンティアプラン実行計画」を基本としながら、本市の事務事業のうち重点的な取組等について重点プロジェクトとして規定する。プロジェクトごとに目標を設定し、進行管理も行う。なお、重点プロジェクトについては、社会状況変化にあわせて見直しを行う。

(1) 低CO₂推進プロジェクト

温室効果ガスの排出抑制等に係る計画書・報告書制度により、事業者の自主的かつ計画的な取組を促してゆく。また、中小企業等を対象とする省エネルギー診断等による省エネルギー促進、CO₂削減川崎モデルの構築等による低炭素社会の仕組み作り等により、産業活動・業務活動に伴う温室効果ガスの排出量を削減してゆく。

(2) 再生可能エネルギー導入推進プロジェクト

新エネルギー推進協議会等の議論を踏まえ設定

(3) 協働推進プロジェクト

川崎市民の高い環境意識と環境問題を克服してきた教訓を最大限生かし、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員の活動、及び環境教育等を通じて、市民の日常生活におけるCO₂排出削減活動を推進してゆくとともに、各区における協働推進事業を推進してゆく。

(4) 国際貢献推進プロジェクト

優れた環境技術を持つ世界的企業が集積する川崎市は、これら企業等の活動と連携して、世界全体の地球温暖化対策に貢献してゆく。さらに、長年の環境対策で培った環境技術等の蓄積を持つ市内企業の国際的展開を支援し、海外への環境技術の移転を促進するとともに、市内環境関連産業の振興を図ってゆく。

(5) 交通対策プロジェクト

CO₂排出量の少ない自動車の導入や公共交通機関利用を促進してゆくとともに、低炭素の交通体系づくりや低炭素の交通行動への転換を図ってゆく。

(6) 低炭素都市づくりプロジェクト

大規模な開発行為や一定規模以上の建築行為における地球温暖化対策の推進等により、低炭素都市づくりを進めるとともに、緑の保全及び緑化の推進等により、温室効果ガス排出量の少ない地域づくりを進めてゆく。

(7) 3 R 推進プロジェクト

3 R (リデュース (発生・排出抑制) ・リユース (再使用) ・リサイクル (再生利用)) を基調とした取組を一層推進し、循環型社会の形成を図り、温室効果ガス排出量を削減してゆく。

(8) 市役所低炭素 CO₂ 推進プロジェクト

市役所の省エネや紙類使用量の削減などのエコオフィスの推進などを行い、市民・事業者に率先して地球温暖化対策の取組を推進する。

2 施策体系

(1) 施策体系

CC かわさきの3つの柱を踏まえて施策体系を整理し、実施計画において具体的な事業等を位置づける。



(2) 施策体系の方向性

川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進

公害問題を契機として、培ってきた高度な環境技術や省エネルギー技術により温室効果ガスの排出削減を目指す。また、地球規模でのCO₂削減に寄与する製品や技術等を評価する「CO₂削減川崎モデル」を構築し、製品やサービスのライフサイクルでの対策を評価する川崎独自の仕組づくり等を行う。

環境技術による国際貢献の推進

優れた環境技術を持つ世界的企業が集積する本市は、国際環境技術展開催による技術の海外移転や環境関連分野における国際貢献を目指したアジア起業家村構想などを推進することにより、世界全体の地球温暖化対策に貢献する。

多様な主体の協働によるCO₂削減の取組みの推進

市民・事業者・行政が一体となり、実効性のあるCO₂削減施策を展開する。また、川崎市民

の高い環境意識と環境問題を克服してきた教訓を最大限活かす取組を促進する。

- 1 再生可能エネルギー導入

CO₂の排出が少ない太陽光・風力・小水力等の再生可能エネルギーの導入を図るため、大規模太陽光発電所設置事業や住宅用太陽光発電施設の補助事業を行う。また、市立学校へ太陽光パネルを設置するなどし、低炭素のまちづくりを目指すとともに、災害時等のエネルギーを確保する。

- 2 事業者のCO₂削減活動の推進

温室効果ガスの排出抑制等に係る計画書・報告書制度により、市内の温室効果ガス排出量の大部分を占める事業者の自主的かつ計画的な取組を促す。また、省エネルギー診断や省エネルギー機器導入時の経済的支援等により、事業活動の省エネルギー化を促進する。

- 3 市民のCO₂削減活動の推進

地球温暖化防止活動推進センターの設置・活動推進員の委嘱を行うことにより、実践活動支援・普及啓発をする。また、各区における区民、町内会、学校、区役所等の地球温暖化対策を推進するとともに、環境配慮型ライフスタイルの普及など、市民の日常生活におけるCO₂排出削減活動を推進する。

- 4 建築物及び開発事業に関する地球温暖化対策

建築物の新築等及び開発事業に対して、建築物環境配慮制度や開発事業地球温暖化対策計画書制度の運用等により再生可能エネルギーの導入等の検討を促し、地球温暖化対策への配慮を事業の計画段階から推進する。

- 5 運輸・交通における地球温暖化対策

CO₂排出量の少ない電気自動車の導入助成、駅の回遊性や交通アクセスの向上による公共交通機関利用の促進とともに、低炭素の交通体系づくり（道路整備、駅前整備等）や低炭素の交通行動への転換（エコドライブ等）を図る。

- 6 緑の保全及び緑化の推進

「特別緑地保全地区」の指定拡大や大規模公園緑地の整備推進などにより、緑の保全及び緑化の推進を図る。また、多摩川推進プランなど水辺空間の利用などにより、CO₂削減に取り組む。

- 7 循環型社会の形成の推進

3R（リデュース（発生・排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））を基調とした取組を一層推進し、循環型社会の形成を図るとともに、廃棄物の鉄道輸送（トラック輸送からの転換）等により、温室効果ガス排出量を削減する。

- 8 環境教育・環境学習の推進

市民や事業者に環境配慮の考え方・行動を定着させるため、関連施設・教材等の活用や情報提供等により、環境教育・環境学習を推進する。

- 9 市役所の率先取組

エコオフィスの推進による市役所の省エネ・紙類使用量の削減や市民館における ESCO 事業の実施、下水汚泥の高温焼却、水道局環境会計などによる温室効果ガス削減など、市民や民間事業者に率先して地球温暖化対策の取組を推進する。

第 8 章 推進体制及び進行管理

資料 3 参照

第1章 重点プロジェクト

資料4 参照

第2章 施策体系

1 施策体系

CC かわさきの3つの柱を踏まえて施策体系を整理し、実施計画において具体的な事業等を位置づける。



2 施策体系別の主な事業

川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進

公害問題を契機として、培ってきた高度な環境技術や省エネルギー技術により温室効果ガスの排出削減を目指す。また、地球規模でのCO₂削減に寄与する製品や技術等を評価する「CO₂削減川崎モデル」を構築し、製品やサービスのライフサイクルでの対策を評価する川崎独自の仕組づくり等を行う。

環境技術による国際貢献の推進

優れた環境技術を持つ世界的企業が集積する本市は、国際環境技術展開催による技術の海外移転や環境関連分野における国際貢献を目指したアジア起業家村構想などを推進することにより、世界全体の地球温暖化対策に貢献する。

多様な主体の協働によるCO₂削減の取組みの推進

市民・事業者・行政が一体となり、実効性のあるCO₂削減施策を展開する。また、川崎市民の高い環境意識と環境問題を克服してきた教訓を最大限活かす取組を促進する。

- 1 再生可能エネルギー導入

CO₂の排出が少ない太陽光・風力・小水力等の再生可能エネルギーの導入を図るため、大規模太陽光発電所設置事業や住宅用太陽光発電施設の補助事業を行う。また、市立学校へ太陽光パネルを設置するなどし、低炭素のまちづくりを目指すとともに、災害時等のエネルギーを確保する。

- 2 事業者のCO₂削減活動の推進

温室効果ガスの排出抑制等に係る計画書・報告書制度により、市内の温室効果ガス排出量の大部分を占める事業者の自主的かつ計画的な取組を促す。また、省エネルギー診断や省エネルギー機器導入時の経済的支援等により、事業活動の省エネルギー化を促進する。

- 3 市民のCO₂削減活動の推進

地球温暖化防止活動推進センターの設置・活動推進員の委嘱を行うことにより、実践活動支援・普及啓発をする。また、各区における区民、町内会、学校、区役所等の地球温暖化対策を推進するとともに、環境配慮型ライフスタイルの普及など、市民の日常生活におけるCO₂排出削減活動を推進する。

- 4 建築物及び開発事業に関する地球温暖化対策

建築物の新築等及び開発事業に対して、建築物環境配慮制度や開発事業地球温暖化対策計画書制度の運用等により再生可能エネルギーの導入等の検討を促し、地球温暖化対策への配慮を事業の計画段階から推進する。

- 5 運輸・交通における地球温暖化対策

CO₂排出量の少ない電気自動車の導入助成、駅の回遊性や交通アクセスの向上による公共交通機関利用の促進とともに、低炭素の交通体系づくり（道路整備、駅前整備等）や低炭素の交通行動への転換（エコドライブ等）を図る。

- 6 緑の保全及び緑化の推進

「特別緑地保全地区」の指定拡大や大規模公園緑地の整備推進などにより、緑の保全及び緑化の推進を図る。また、多摩川推進プランなど水辺空間の利用などにより、CO₂削減に取り組む。

- 7 循環型社会の形成の推進

3R（リデュース（発生・排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））を基調とした取組を一層推進し、循環型社会の形成を図るとともに、廃棄物の鉄道輸送（トラック輸送からの転換）等により、温室効果ガス排出量を削減する。

- 8 環境教育・環境学習の推進

市民や事業者に環境配慮の考え方・行動を定着させるため、関連施設・教材等の活用や情報提供等により、環境教育・環境学習を推進する。

- 9 市役所の率先取組

エコオフィスの推進による市役所の省エネ・紙類使用量の削減や市民館における ESCO 事業の実施、下水汚泥の高温焼却、水道局環境会計などによる温室効果ガス削減など、市民や民間事業者にも率先して地球温暖化対策の取組を推進する。